

愛岐ヶ丘自治会 助成金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛岐ヶ丘自治会（以下「本会」という。）に所属する団体および本会に関連するボランティア活動グループに対する助成金の支給について定めるものである。

(助成金支給対象団体等)

第2条 助成金を支給する対象は、次の各項のいずれかに該当する団体・グループとする。

1. 自治会構成団体
 - (1) 友和会
 - (2) 子ども会育成会
2. 自治会関連ボランティアグループ
 - (1) やくだち隊
 - (2) 防災士会
 - (3) その他役員会で承認したグループ
3. 市の活動助成金交付団体
 - (1) 地域支え愛活動“笑顔”
 - (2) ロードサポート
4. その他

(助成額の決定)

第3条 助成の額は、次の各項に基づき算出して支給する。

1. 自治会構成団体
 - (1) 団体の構成員の数に基づき、次に示す算式により算出する。
助成金支給額＝基本額＋構成員1人当たりの基準額×構成員数
 - (2) 年間の基本額・基準額は下記とする。
基本額＝20,000円 基準額＝2,000円
 - (3) 毎年4月1日現在の構成員数を基準とする。
2. 自治会関連ボランティアグループ
 - (1) 支給額を固定せずに、作業に伴う飲料代等を現物で支給する。
 - (2) 活動に伴う原材料等が必要な場合は、本会に申請し許可を得て購入または支給を受けるものとする。購入した場合は、領収書を基に本会から支払うものとする。

3. 市の活動助成金交付団体

(1) 市助成金での運営に不足額が生じた場合に、前2項に基づき補填する。

4. その他

(1) その都度、役員会の承認のもとに決定する。

(助成額の変更)

第4条 助成の額は、第3条を基本とするが、変更については役員会で決定する。

(助成対象の追加)

第5条 第2条記載以外に助成の対象に該当する団体等が生じた場合は、役員会の承認のもとに決定する。

(収支報告書・交通費)

第6条 助成金を受領した団体等は、自治会の会計期末には収支報告書を本会に提出するものとする。

第7条 助成金を受領した団体等は、物品購入や講習会等に出席する場合の交通費について、公共交通機関を使用した場合は実費、自家用車を使用した場合は本会の清算基準（参考：令和2年度は10円/km）とする。

(改廃)

第8条 本規則の改廃は、役員会の決議により行う。

附 則

本規則は、令和3年4月1日より施行する。